

西宮市都市景観形成建築物の概要

2017.9.16

も く じ

1. 西宮市都市景観形成建築物とは？
2. 都市景観形成建築物と登録文化財
3. 指定制度と助成制度
4. 問題と課題

1. 西宮市都市景観形成建築物とは？

西宮市都市景観条例

①都市景観形成建築物等の指定

②景観重点地区の指定

③景観計画区域内の行為の届出・協議

【 都市景観形成建築物等の指定の目的 】

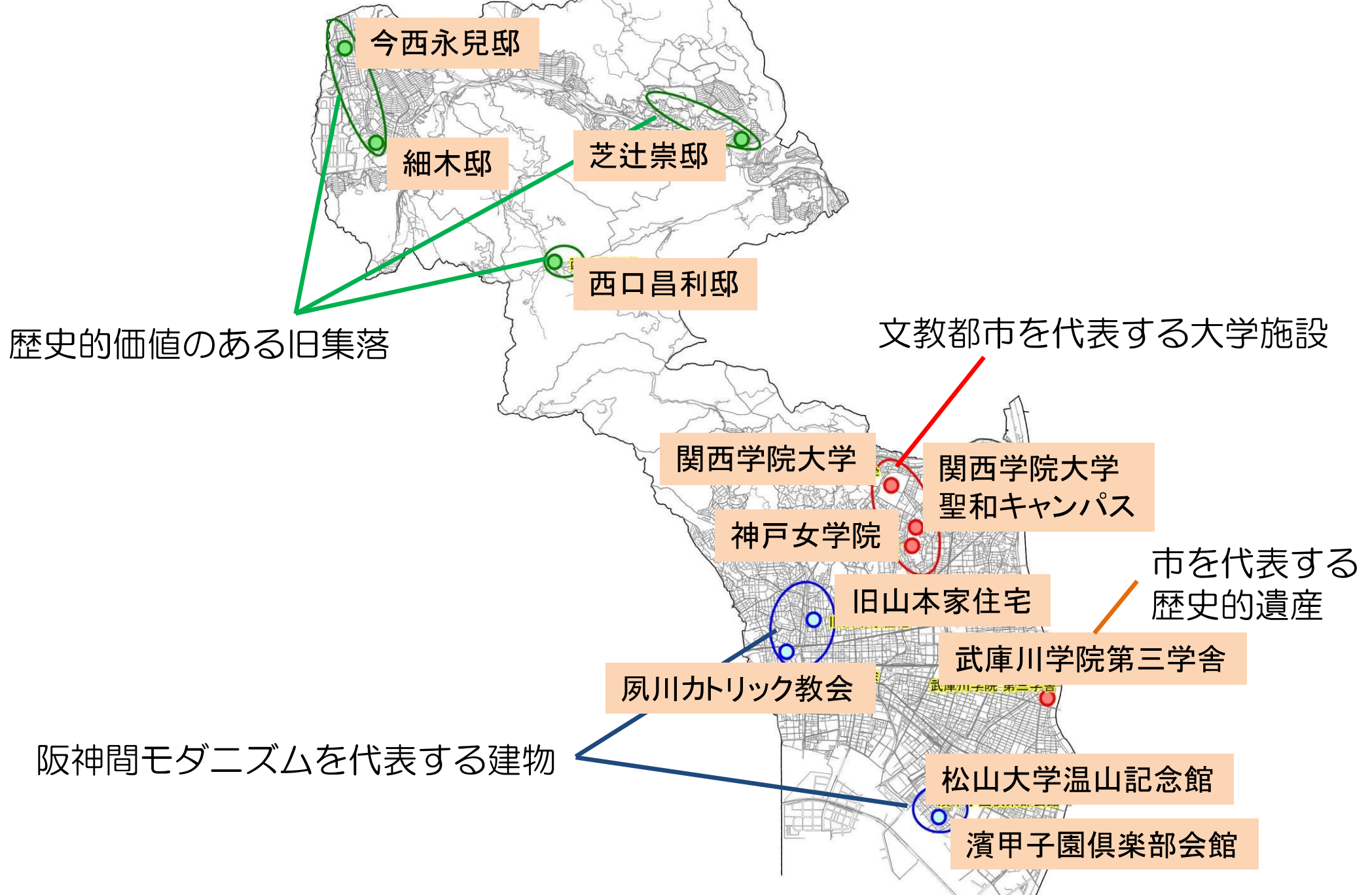
西宮らしい都市景観の形成を図るため・・・

- ・ 建築物・工作物で地区の景観を特徴づけているもの
- ・ 歴史的・建築的価値があるもの



貴重な景観資源として保全し、将来へ引き継ぐ

都市景観形成建築物位置図



1. 西宮市都市景観形成建築物とは？

関西学院大学：時計台



関西学院大学：ランバス記念礼拝堂



武庫川学院：第三学舎



関西学院大学 聖和キャンパス：4号館



関西学院大学 聖和キャンパス：旧宣教師館



今西永兒邸



芝辻崇邸



細木邸



神戸女学院：講堂・総務館、図書館



神戸女学院：文学館、理学館



神戸女学院：音楽学部一号館



夙川カトリック教会：聖堂



西口昌利邸



旧山本家住宅（山本清記念財団会館）



濱甲子園倶楽部会館 (浜甲子園安心コミュニティプラザ)



松山大学温山記念会館（旧新田長次郎邸）

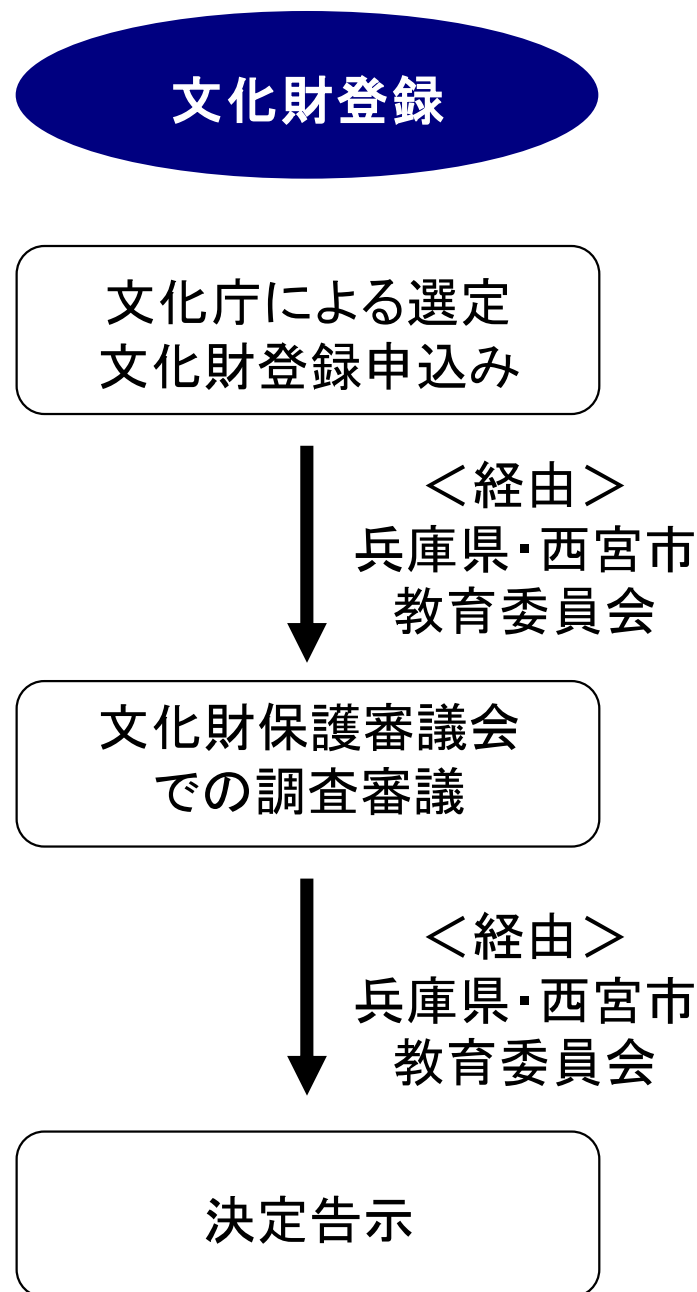
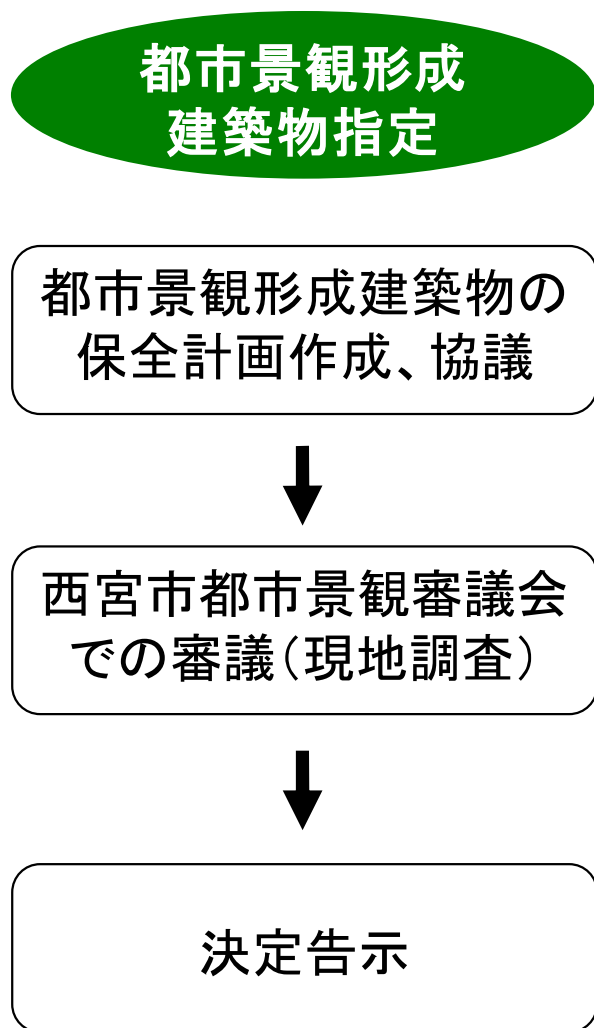


2. 都市景観形成建築物と登録文化財

【 比較表 】

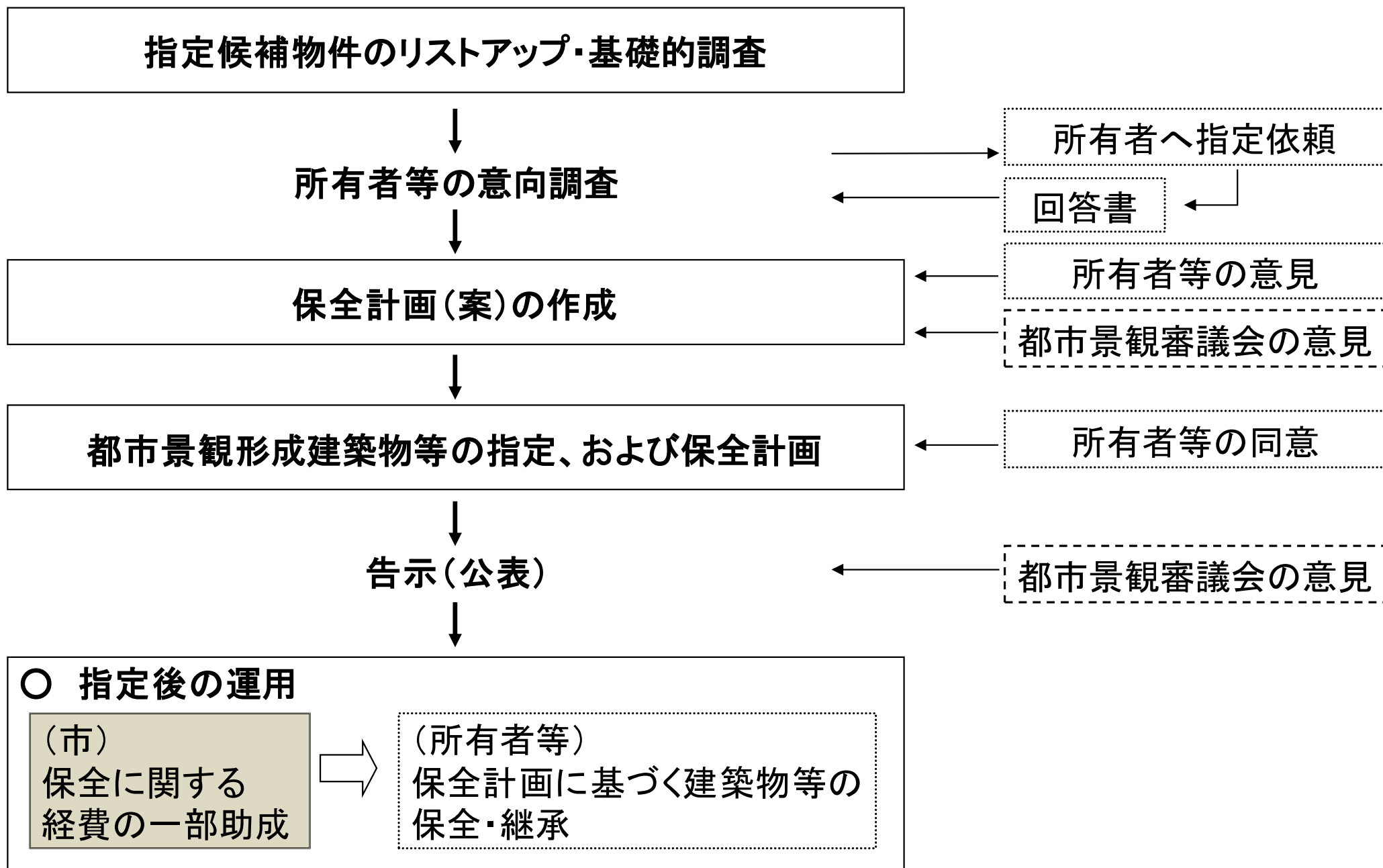
名称	都市景観形成建築物等	登録文化財
目的	都市景観形成上、重要な価値があると認める建築物又は工作物を保全し、地域の景観形成の核とする。	指定文化財候補物件の残存状況及び所有動向の把握
要件	都市景観の形成上、重要な価値があると認める建築物又は工作物のうち、次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・地区の都市景観を特徴付けている ・歴史的又は建築的価値がある ・市民に親しまれている 	築後50年を経過している建造物で <ul style="list-style-type: none"> ・国土の歴史的景観に寄与しているもの ・造形の規範となっているもの ・再現することが容易でないもの
管理基準	指定時、保全計画を設定し、所有者はこれに適合した管理を行う	所有者は、文化財保護法に従い管理する義務がある
外観変更	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ市長へ届出が必要 ・所有権移転の際も届出が必要 ・保全計画に適合しないときは、助言、指導することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常望見できる範囲の4分の1以上を変更する場合、文化庁長官へ届出 ・文化財としての価値を損なう恐れがある現状変更に対して指導、助言、又は勧告を受けることがある。
助成	あり	なし

【 指定の流れ 】



3. 指定制度と助成制度

【 指定制度 】



【 助成制度 】

対象物の種別	経費の種別	助成率
建築物等	基本設計、実施設計	1 / 2
	建築物（門、塀を除きます。）	1 / 2
	門又は塀	1 / 2
	擁壁又は石垣	1 / 2
	フェンス又は柵	1 / 2
	建築設備等の目隠しなど修景工事	1 / 2
	建築物等の修繕、模様替え、色彩の変更の工事費のうち外観に関する経費	1 / 2
木 竹	植栽又は木竹の管理	1 / 2
その他	都市景観の形成に著しく寄与する行為	1 / 2

【 助成制度 】

対象物の種別	過去助成実績
建築物等	屋根修繕工事 茅葺き工事 茅葺屋根補修工事 外壁補修 外部塗装工事 軒樋修繕工事 雨樋・柱補修工事 外部木製サッシ部分防腐・防虫塗装工事
木 竹	高木剪定
その他	白蟻防除及び床下改善工事

4. 問題と課題

- 所有者の維持管理に関する経済的負担
- 煩雑な手続きによる敬遠
- 景観的価値の意識低下
- 限られた範囲内の予算執行

【 今後 】

- ・近代モダニズム住宅の指定
- ・保全のための活用

ご静聴ありがとうございました。